

令和7年度峡南医療センター企業団決算に基づく資金不足比率算定表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和7年度峡南医療センター企業団決算に基づく資金不足比率を次のとおり算定しました。

名 称	令和7年度	法が定める経営健全化基準
資金不足比率	—%	20%

資金不足比率の算定

(算 式)

○資金不足比率（法適用企業）＝ 資金の不足額（A）／事業の規模（B）

＝ 一千円／3,812,535千円

＝ —%

(説明)

(A) 資金の不足額 (法適用企業)	(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額 ＝ (560,320千円＋0千円－974,340千円) －0千円 ＝ <u>一千円</u>
(B) 事業の規模 (法適用企業)	営業収益の額－受託工事収益の額 ＝ 3,812,535千円－0千円 ＝ 3,812,535千円

※流動負債：流動負債合計から建設改良費等の財源に充てるための企業債を控除したもの